

「土地流転市場」

十月に開かれた中国共産党第十七期中央委員会第三回会議（三中全会）は、農村の改革と発展について一連の新しい方針と政策を定めたが、最も注目されたのが「農地経営権の流通市場の確立と整備」だった。標題は「農地流通市場」の中国語である。

憲法の規定によると、農地は集団所有であり、農民は使用権をもつ。だが土地管理法にあるいろいろな「集団」が法人格を持っていない半面、農民の使用権が確実に保障されてはいなかったため、農村幹部や県政府が恣意（しい）的に介入する隙間があった。これが、役人と開発業者の結託による農地の一方的な収用を多発させ、争議の原因にもなっていた。これでは農民が安心して農作に精を出せない。

かつて孫文が提唱した「耕者有其田」を真に実現しなければならないが、社会主義の建前上、農地の私有化は認められない。議論の末、落としどころになったのが、「農地の集団所有という性格は変えないまま、使用権の法的保護を強化する」だったわけだ。

今回の決議にもとづき、各地で農民に土地使用の権利証書の発給が始まった。農民はこの権利証書を使って、自由意志により農地の下請け・賃貸・交換・譲渡をすることができるようになり、そのための流通市場が整備されはじめた（流通市場で譲渡農地のせり売りがおこなわれた場面が先日、NHKで放映された）。また、権利証書を根拠に専業合作社（中国版農協）に加入することもでき、農業の大規模経営が促進される。

さらに、権利証書を抵当にして資金の借入れができるようになった。これに関連して、農村金融制度確立の一環として、農民が自分たちで金融組織を立ち上げたり、専業合作社が金融事業に参入することも認められた。これは農民にとって大きな福音といえる。実は、農業の基盤強化にとり資金不足がネックになっていたのだが、二年前に施行された専業経済合作組織法では農民の金融への参入が認められておらず、現場から不満の声があがっていたのである。

三中全会は農業・農村・農民の「三農」問題を重点中の重点と位置づけ、「三農」の近代化なくして国の近代化はあり得ないことを再確認し、都市と農村の二元構造の打破を改革のポイントとした。

振り返ってみると、一九八十年代に相次ぎ起きた「人民公社の解体」と「郷鎮企業の急成長」により、三農は様相を一新したし、「出稼ぎの急増」は農民工という新しい階層を生んだ。これらはいずれも農民の創意で誕生、発展したものを、党と政府が追認するパターンだった。今回の決議は、ほんとうに三農問題の根本的解決を促す契機になるのだろうか。